

— 長野県消費生活基本計画（仮称）骨子—（イメージ）

第1章 計画の基本的考え方

1 計画策定の背景

- (1) 消費者行政の拡充
 - 消費者庁設置と各種施策の充実
 - 地方消費者行政支援策の強化
 - 消費者教育の推進
- (2) 社会情勢の変化
 - 高齢化社会の進展
 - 高度情報化の進展
 - 環境問題、食の安全への意識の高まり
- (3) 消費者被害の多様化、深刻化
 - 悪質事業者の指導強化への要請
 - 特殊詐欺等消費者の被害の深刻化

2 計画策定の趣旨

- 消費者の利益擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、県民の生活の安定及び向上を確保
- 県民の消費生活に関する知識の習得と実践的な消費生活能力を育み、公正かつ持続可能な社会を実現

3 計画の位置づけ

- 長野県消費生活条例第3条に基づく消費者施策を推進するための計画
- 消費者教育の推進に関する法律第10条に規定される県消費者教育推進計画
- 長野県総合5か年計画～しあわせ信州創造プランの「安全」（県民生活の安全確保）を推進するための計画

4 計画の期間

平成26年度～平成29年度（4年間）

5 計画進捗管理・評価・公表

- 長野県消費生活審議会へ計画推進の状況・実績を報告し、年度毎の評価を行う
- 政策評価関連要綱・要領に基づく点検・報告を実施する

第2章 長野県における消費生活の現状と課題

1 消費者行政の現状

- (1) 消費者行政の動向
 - ① 国の消費者行政の動向
 - 消費者の権利の尊重と消費者の自立支援
 - 地方消費者行政への支援拡充及び連携強化
 - 環境問題等社会経済環境の変化への対応
 - ② 県における消費者行政の状況
 - 事業者指導等による消費者取引の適正化及び安全の確保
 - 消費者被害防止に向けた消費者の自立支援及び関係団体等との連携強化
 - 消費者相談体制の充実及び市町村相談体制の強化・支援
 - ③ 市町村消費者行政の動向
 - 消費生活センター及び相談窓口の整備
 - 相談体制の強化

(2) 消費生活相談の現状

- 県相談件数の減少と市町村相談件数の増加
- 高齢者からの相談件数の増加
- インターネット関連の相談件数が多数
- 悪質・巧妙化する投資関連被害の相談
- 多重債務に関する相談の減少

(3) 消費者教育の状況

- 国の「消費者教育の推進に関する基本的な方針」に基づく消費者教育の推進
- 学校における消費者教育の推進

2 消費者行政の課題

- (1) 消費生活相談体制の整備・充実
 - 県における相談体制の一層の専門性の確保
 - 市町村における相談体制の充実強化
- (2) 事業者指導の強化
 - 立入検査・指導体制の拡充
- (3) 消費者教育の推進及び発信力の強化
 - 消費者教育の体系的推進（推進計画策定）
 - 学校教育における消費者教育の普及、確立
 - 教育行政、消費者団体等との連携強化
 - 消費者教育のための人材の育成
 - 適切な消費者啓発、情報発信
- (4) 多様化する消費者問題への対応
 - 食品被害や製品事故に対する迅速な対応
 - 食品ロス、食育などへの対応
 - 環境問題への対応及び消費者団体との連携

第3章 施策体系

基本理念

- 県民の安心、安全の確保
- 県民の自主的かつ合理的な商品等の選択の機会の確保
- 県民に対する必要な情報・教育の機会の提供
- 県民意見の施策への反映
- 県民の消費者被害からの迅速な救済

1 県民の安心、安全の確保

- 不適正な取引等を行う事業者に対する指導の徹底
- 物価の安定、情報提供
- 多重債務・ヤミ金融被害の救済、未然防止
- 特定商取引法、消費生活条例に基づく事業者指導
- 景品表示法、家庭用品品質表示法等に基づく立入検査、指導の実施
- 食品の安全性の確保、適正な食品表示への事業者指導
- ガソリン等の生活関連物資価格動向調査・調査結果の公表及び監視
- 多重債務者対策協議会の運営
- 多重債務問題改善プログラムによる対応

2 県民の自主的かつ合理的な商品等の選択の機会の確保

- 誇大広告等の防止及び表示の適正化への事業者指導
- 事故情報の提供及び事業者指導の強化
- 景品表示法、家庭用品品質表示法等に基づく立入検査、指導の実施（再）
- 食品の安全性の確保、適正な食品表示への事業者指導（再）
- リコール、商品事故情報の提供
- 消費生活用製品安全法に基づく立入検査の実施

3 県民に対する必要な情報・教育の機会の提供

- 消費生活情報の提供
- 地域、職域等における消費者教育の推進
- 学校等における消費者教育推進
- 消費者教育支援
- 消費者問題への総合的な取り組み支援及び情報発信
- 相談の掘り起し及び消費生活センター等窓口情報の提供の周知
- ライフステージに応じた消費者被害情報の提供
- 地域と連携したセミナー、出前講座の開催、運営
- 消費者の会等消費者団体への支援
- 教育行政との情報交換、連携の強化
- 体系的な消費者教育の実施
- 消費者教育に必要な人材育成、情報発信
- 環境行政、環境団体、NPO等との連携の強化
- 食品ロス、レジ袋削減、食育等の取り組みへの関与、支援
- 消費者の不安に対するリスクコミュニケーションの推進

4 県民意見の施策への反映

- 施策に県民・消費者団体等の意見を反映
- 消費生活審議会の運営
- 消費者団体等への活動支援

5 県民の消費者被害からの迅速な救済

- 県消費生活センターの機能強化
- 市町村相談窓口の充実強化への支援
- 高度な専門性の確保のため、専任相談員の配置及び専門的な研修等の実施
- 相談機能強化のため弁護士会、司法書士会との連携強化
- 消費者被害救済委員会の運営
- 市町村の相談機能強化のための財政支援の拡充
- 消費生活センター設置に向けた市町村、広域連携の推進支援
- 相談体制の強化に向けた市町村相談員等への技術的支援